

学内に保管されている資料等の取り扱いに関する同意書

研究の結果として、または研究を行う過程において得られた資料（生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類、プログラム等）＜以下、「成果有体物」という＞については、「国立大学法人千葉大学研究成果有体物取扱規程」において、下記のように取り扱いが定められています。（本学における「成果有体物」の定義については、裏面を参照してください。）

- ① 本学において得られた成果有体物は、特段の定めがない限り、本学に帰属する。
- ② 学生は、その身分を失った後も、在学中に本学において得た成果有体物を、本学の承認を得ずに持ち出してはならない。
- ③ 学生は、その身分を失った後も、在学中に本学において知り得た成果有体物に関して、既に公表されたもの、公表することが認められたもの又は契約等において開示することが認められたものを除き、本学の承認を得ずに、公表等をしてはならない。

私は、私の成果有体物の取り扱いについて、「国立大学法人千葉大学研究成果有体物取扱規程」に定められた上記の事項に従うことに同意します。

氏名（自筆署名）

主任指導教員名

_____年_____月_____日

なお、デザイン・設計等に関わる制作物の公表等については、指導教員と協議のうえ取り扱いを決定する。

取りまとめ方法：入学時に提出
保管先：各研究室

「国立大学法人千葉大学研究成果有体物取扱規程」より

(定義)

第2条 この規程において「成果有体物」とは、次の各号に掲げるものであって、学術又は財産的価値のあるもの（論文、講演その他の著作物等に関するものを除く。）をいう。

- 一 研究・教育の結果として、又は研究・教育を行う過程において得られた材料、試料（試薬、新材料、土壤、岩石、植物新品種、実験動物、細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及びそれらの誘導体等をいう。）、試作品、モデル品、実験装置等
 - 二 臨床等において得られた試料（細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及びそれらの誘導体等をいう。）
 - 三 データベース、コンピュータ・プログラム、音声、画像、図面等の各種研究成果情報を記録した電子記録媒体
 - 四 データベース、コンピュータ・プログラム、画像、図面等の各種研究成果情報を記載した紙記録媒体
- 2 この規程において「職員」とは、本学において研究・教育等の業務に従事するすべての者（本学以外の機関（以下「外部機関」という。）に所属する者を含む。）をいう。
 - 3 この規程において「学生」とは、本学において職員に教育又は研究指導等を受けるすべての者をいう。
 - 4 この規程において「職務上」とは、成果有体物を得られるに至った職員の行為がその性質上本学の研究・教育等の範囲に属し、かつ、当該職員の本学における現在又は過去の職務に属するものをいう。